

駐車場に関する取り扱いについて

平成30年11月25日

1 おもいやり駐車場への駐車

(1) 対象者（個人）

- ①利用証の交付を受けた方
- ②車いすを利用される方
- ③障がいのある方
- ④高齢者
- ⑤施設管理者から認められた方

(2) 対象者（団体）

不可。ただし、上記（1）に該当する団体の場合は、乗降のみ可とする。
駐車については、「第1駐車場」を利用する。

2 職員駐車場への駐車

上記1に同じ。

ただし、駐車については、「第2駐車場」を利用する。

3 正面玄関前への進入について

原則、アプローチへの進入は不可。ただし、以下の場合は、オレンジゾーンへの進入は可とする。

- (1) 上記1に該当する団体がおもいやり駐車場付近で乗降した場合における車両のUターン。
- (2) 上記1に該当する個人または団体の雨天時の乗降。

駐車については、個人の場合は「おもいやり駐車場」を、団体の場合は「第1駐車場」を利用する。